

「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」 の推進について

【担当省庁】国土交通省、観光庁、環境省、文部科学省、文化庁、農林水産省

京都府では、北から南までの豊かな自然や長い歴史に磨かれた「本物」の強みを更に活かし、「海」「森」「お茶」をテーマに、府域の均衡ある発展を実現するための3つの京都プロジェクトを推進しているところであり、各プロジェクトの核となる取組について、国において以下の措置を講じていただきたい。

「海の京都」

京都府北部地域の観光圏整備実施計画の認定

京都府では、「天橋立」など多様で豊富な観光資源を有し、古来、大陸からの文化の玄関口であり、都として繁栄した京都の文化・生活を支えてきた歴史を有する京都府北部を、「海の京都」という統一テーマのもと、地元市町や民間事業者等と連携して魅力ある観光地づくりを進めており、観光圏整備法に基づく「海の京都観光圏」整備実施計画を申請することとしているので、これを認定していただきたい。

また、東京オリンピック・パラリンピックを契機に、より多くの外国人が訪れるよう、ビジット・ジャパン事業などの訪日プロモーションにおいて、海外に対して積極的に発信していただきたい。

「森の京都」

「由良川・桂川上中流域」の新規国定公園指定

京都府では、奥深い森や里山を活かした「森の京都」づくりを推進しているところである。特に、大都市近郊に残された貴重な天然林でもある芦生の森や丹波高地の里地・里山など「由良川・桂川上中流域」の国定公園指定に向けて、関係市町と連携して、地元住民・関係機関等との調整など、公園計画の合意に向けた取組を進めているので、これを指定していただきたい。

「お茶の京都」

「世界遺産暫定一覧表」の記載対象の拡大等（「日本茶のふるさと『宇治茶生産の景観』」）

「世界遺産暫定一覧表」への記載に当たっての公募は、平成19年以降なされていないが、現在、京都府では、「日本茶のふるさと『宇治茶生産の景観』」の世界遺産登録を目指し、「お茶の京都」のテーマのもと、優れた茶畑等の景観創出など地域ぐるみでの取組を進めているため、公募を再開するなど「暫定一覧表」の記載対象を拡大していただきたい。

また、世界遺産登録の取組を契機に、美しい景観を形成する茶園や歴史的価値のある茶工場等を継承するため、景観に配慮した保全・復元等に生産者や地域住民とが一緒になって取り組んでおり、**京都府景観条例に基づく景観資産にも登録されている。**昨年創設された「美しい農村再生支援事業」は、対象が棚田百選等に限定されているが、京都府が行っている取組は、農村の付加価値を新たによみがえらせる同事業の趣旨に適合しているため、**同事業の対象に都道府県景観条例の景観地区における取組を追加していただきたい。**

< 現状・課題等 >

「海の京都」観光推進事業（H26 京都府当初予算 95,300 千円（一般財源））

- ・ 観光関連施設の外装改修等の修景の助成
- ・ 「海の京都観光推進協議会」を通じた観光プロモーション
- ・ 「海の京都博（仮称）」開催事業等

海の京都 ～丹後・中丹 魅力ある観光まちづくり～

「海の京都」構想

- 日本海に面する府北部地域は、古代より、大陸との交流の窓口として栄え、日本の国生み神話の重要な舞台となった、いわば『もうひとつの京都』
- 平成 26 年度までに京都縦貫自動車道や北近畿タンゴ鉄道の再生、京都舞鶴港の整備進捗により、陸路・海路双方からの人・ものの流れが飛躍的に増大
- 府北部地域を全国有数の競争力のある観光圏にするため、海の京都というインパクトのあるキャッチフレーズのもと、ソフト・ハードの集中投資を総合的・計画的に実施

1 基本戦略

- 地域の人たち自身が愛し大切にしたいくなる統一感のあるまちづくり
- 地域主導の持続可能な観光振興
- 観光産業・サービス等による雇用創出
- 若者をはじめとする人口定着

2 行動原則

- 「民主導」の徹底
- 「デザイン」の重視
- 「集中とネットワーク」戦略の展開
- 「オンリーワン・高品質・ほんもの」の追究

3 各市町の戦略拠点

- 福知山市：お城とスイーツを巡るまちなか観光エリア
- 舞鶴市：舞鶴赤れんがパーク周辺一帯
- 綾部市：グンゼから大本に至るまち並み
- 宮津市：天橋立
- 京丹後市：浜詰（夕日ヶ浦温泉）・久美浜エリア
- 伊根町：伊根浦地域内（伊根浦舟屋群を中心に整備）
- 与謝野町：昭和モダン・シルクの里もてなしゾーン

4 戦略拠点における観光まちづくり

- まちづくり委員会等を設置し、マスタープラン等を策定
- プロのデザイナーによるアドバイスの実施や色使いの統一等を行い、景観デザイン等にこだわった整備を推進
- 民間施設は、景観形成に資する観光関連施設の外装改修等の修景補助金等を活用
（府補助金）補助率 15%（特例 22.5%）、補助上限額 500 万円

5 推進体制

- （1）海の京都実践会議【平成 25 年 2 月設置】
- 内外の民間事業者、経営専門家等（事務局・府計画推進課）
- （2）海の京都観光推進協議会【丹キャンを再編拡充】
- 地元自治体及び観光関連団体等（事務局・府観光連盟）
- （3）海の京都プロジェクトチーム【平成 24 年 11 月設置】
- 京都府、北部地域の市町で構成（事務局・府計画推進課）



観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 (観光圏整備法)

- ・国内外からの観光客が滞在型観光できるような観光エリアの整備を促進するため制定(平成 20 年 7 月 23 日施行)
- ・国が「基本方針」を策定、地方自治体が「観光圏整備計画」を策定。事業者が共同して「観光圏整備実施計画」を作成し、国土交通大臣あてに計画認定申請
- ・大臣認定を受けた観光圏においては、旅行業法の特例等の規制緩和や国による援助、助言等の支援を受けることが可能

新規国定公園指定に向けた取組

COP 10 で自然公園の拡大が目標として採択されたことを受け、環境省から全国 18 箇所の国立・国定公園の新規候補地が公表された(平成 22 年 10 月)

由良川の源流域には原生的なスギ林が分布し、南方系や北方系の植物や昆虫、溪流系の稀少魚類の種類も豊富であるとともに、由良川・桂川の上中流域を中心に、人手を介した多様で優れた二次的自然環境や文化的景観を有しており、里地里山として保全するにふさわしい立地

平成 27 年度の国定公園指定に向け、京都府としても、公園計画の策定、地元調整等の取組を着実に進めており、公園計画京都府案の早期とりまとめを図りたい。

世界遺産暫定一覧表への記載

世界文化遺産登録に当たっては、世界遺産暫定一覧表に記載されることが必要であるが、我が国の世界遺産暫定一覧表は、平成 18・19 年度に地方公共団体から提案を募って以降、公募されておらず、世界遺産暫定一覧表の記載数は減少している。

京都府においては、「天橋立」とともに、「日本茶のふるさと『宇治茶生産の景観』」について、平成 23 年度から検討を開始し、世界遺産暫定一覧表候補に登録するよう文化庁へ提案しているところである。

宇治茶の世界文化遺産登録に係る提案書作成の取組

- ・ 検討委員会平成 25 年度実績 2 回（累計 6 回：23 年度から実施）
平成 26 年 3 月に京都府と 7 市町村共同の提案書を取りまとめる

世界文化遺産登録の取組への理解促進

- (1) 全国お茶まつり京都大会でのアピール(25.11.16 ~ 17)
 - ・ 宇治茶の世界文化遺産 P R ブースを設け、全国に向けて発信
 - ・ 大会宣言に「宇治茶の世界文化遺産登録を目指す取組を積極的に支援する」と明記
- (2) シンポジウム
 - ・ 10 月、3 月と 2 回開催し、提案コンセプトである「宇治茶生産の景観」価値について理解を深めた
- (3) 地元住民とのワークショップ
 - ・ 10 月～ 1 月に 4 市町村で計 4 回、世界文化遺産の意味や価値を共有することを目的に開催し、宇治茶に係る「魅力」と「問題」を話し合った後にこれから取り組むアイデアを「挑戦」として話し合った。
- (4) プラットフォームによる戦略づくり
 - ・ 6 月より約月 1 回のペースで開催（5 回）

日本茶のふるさと「宇治茶生産の景観」広域調整会議の設置

京都府が調整役となって、日本茶のふるさと「宇治茶生産の景観」をコンセプトとする世界文化遺産登録に必要な市町村間の連携・調整を行うことを目的として設置

「美しい農村再生支援事業」(農林水産省平成 26 年度予算額 10 億円)

事業概要：農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や伝統等の総合的な価値を農村の付加価値として新たに蘇らせ、農業・農村の活性化を図る取組を支援
事業対象：日本の棚田百選、疏水百選及び世界農業遺産に限定

京都府景観条例

景観資産登録制度...府内各地の良好な景観をその保全活用方策とともに登録
第 1 号として、「宇治茶の郷 和束の茶畑」を登録

【京都府の担当部局】

企画理事付		075-414-4381
文化環境部	文化芸術振興課	075-414-4219
	自然環境保全課	075-414-4378
商工労働観光部	観光課	075-414-4841
農林水産部	農産課	075-414-4944
	農政課	075-414-4898